

地下鉄駅における賑わい創出事業「サブウェイ・パフォーマー事業」募集要項

交通局では、地下鉄駅を若手芸術者の発表の場とすることにより、駅の賑わい創出と、音楽芸術家やダンサー、大道芸人の更なる活躍に資する「サブウェイ・パフォーマー事業」を実施しています。

この度、既に御登録いただいているパフォーマーに加え、令和7年度における出演者を以下のとおり募集します。

1 募集期間

令和7年5月30日（金）～令和7年6月12日（木）

2 募集内容

交通局が指定する地下鉄駅構内において、駅の賑わい創出を目的とした音楽、ダンス、大道芸、落語など幅広いジャンルのパフォーマンスを無償で披露していただける個人又はグループを募集します。

なお、活動には交通局が実施する審査（実技及び書類審査）に合格することが条件となります。

3 応募資格

以下、全ての条件に該当する方が対象です。ただし、同一人が同時に複数の申請を行い、又は別に申請を行うグループの一員となることはできません。

- (1) 現時点でパフォーマーとして登録されていないこと。
- (2) 住所地や勤務地・通学先又は活動拠点が京都市内であること。
- (3) 音楽、ダンス、大道芸、落語などの活動を行っていること。

ただし、次のパフォーマンスは禁止します。

- ・電源を必要とする機材（エレキギター、マイク、アンプ等）を使用すること
- ・電源が必要でないが、駅構内アナウンスの支障となる大音量を発する機材を使用すること
- ・大きな音で周囲に響く、振動を与える楽器（打楽器等）を使用すること
- ・火気、刃物等の危険物を使用すること
- ・動物（犬、猿、鳥類等）を使用すること
- ・公序良俗に反する内容、暴力的・差別的・わいせつな表現、政治的・宗教的主張を含むパフォーマンス
- ・その他、実際の活動のなかで、交通局が駅を利用されるお客様の御迷惑となるおそれがあると判断するもの

- (4) 個人又は少人数（最大6名程度）のグループであること。
- (5) 16歳未満（中学生以下）のメンバーがいる場合は、18歳以上の代表者がいること。

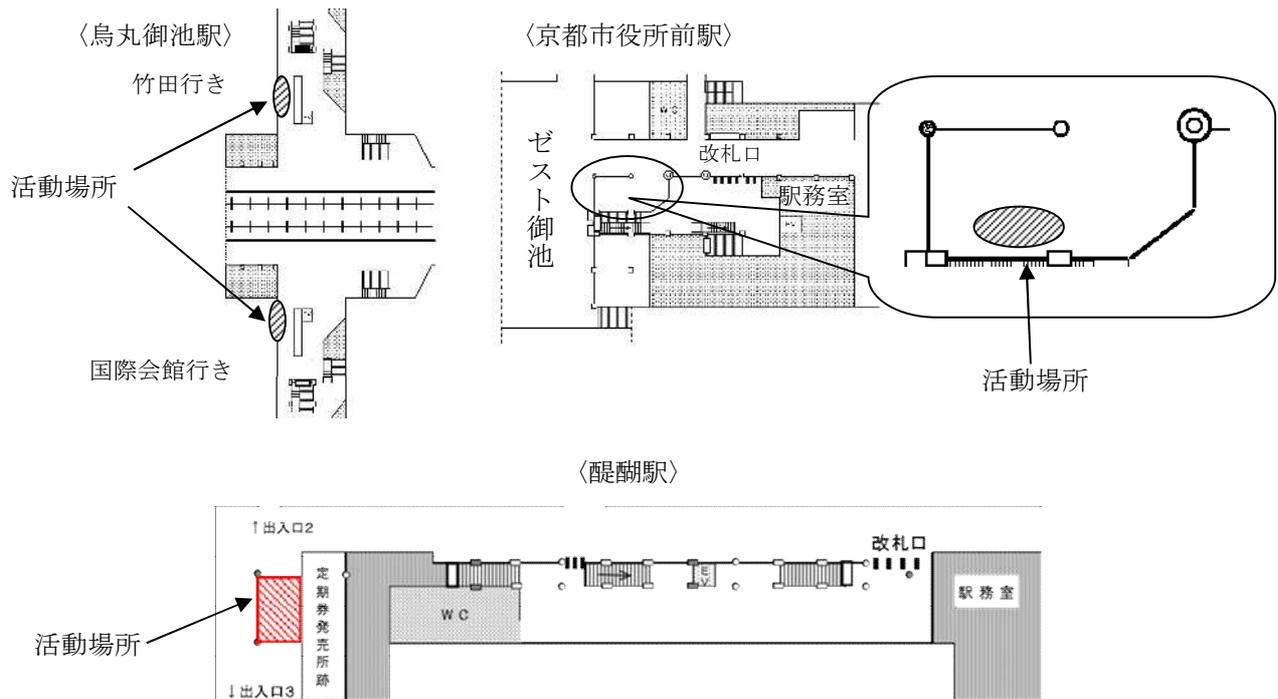
4 活動場所

地下鉄烏丸御池駅 改札内通路（烏丸線と東西線の乗換口）

地下鉄京都市役所前駅 改札外付近（改札口横広場）

地下鉄醍醐駅 旧定期券発売所前

※活動期間中に活動場所が変更になる場合があります。



5 活動期間

令和7年7月下旬以降～令和8年3月31日（火）

※ 活動開始日の詳細は合格通知書送付時に別途お知らせします。

6 活動条件

- (1) 交通局が実施する審査（実技及び書類審査）に合格することが必要です。
- (2) 交通局が実施する他のイベント等の開催、駅構内の清掃及び設備点検・工事等により、パフォーマンスを中止又は休止することがあります。
- (3) 活動者には、審査合格後、活動許可証（駅構内入場許可証を兼ねるもの）をお渡しします。活動のための駅構内移動時は必ず携帯し、パフォーマンス時には指定箇所に掲出をしてください。
- (4) 出演料は無償ですが、登録料（2,000円）が必要です。登録料は合格通知送付時にお伝えする指定の口座へ振り込みをお願いします。
※ 振込手数料は申込者で御負担ください。
- (5) 活動に使用する楽器、備品類の準備及び搬送等は、各自の責任で行っていただきます。なお、大きなピアノ等、交通局が活動箇所への設置は困難と判断する場合は使用できません。
- (6) 活動時間は原則として午前10時から午後8時までとします。
なお、同一場所1件当たりにおいて、1日最大1時間までとします。
- (7) 活動時間については、別途交通局の指定する方法で、利用希望月の前月1日から先着順で予約してください（活動者のみが共用できる、専用のホームページを利用させていただきます。）。
- (8) 活動に当たり、審査に合格した方以外の方と共演することは禁止です。
- (9) グループについて、活動の際は必ず申請いただいた代表者は参加するようにしてくだ

さい。

- (10) 観客が多く見込まれる場合、整理要員の手配を依頼することがありますので、事前に交通局と協議してください。
- (11) 活動箇所はコンコース内（改札口付近の通路上）にあるため、次の条件を遵守してください。
 - ① 次のパフォーマンスは禁止します。
 - ・電源を必要とする機材（エレキギター、マイク、アンプ等）を使用すること
 - ・電源が必要でないが、駅構内アナウンスの支障となる大音量を発する機材を使用すること
 - ・大きな音で周囲に響く、振動を与える楽器（打楽器等）を使用すること
 - ・火気、刃物等の危険物を使用すること
 - ・動物（犬、猿、鳥類等）を使用すること
 - ・公序良俗に反する内容、暴力的・差別的・わいせつな表現、政治的・宗教的主張を含むパフォーマンス
 - ・その他、実際の活動のなかで、交通局が駅を利用されるお客様の御迷惑となるおそれがあると判断するもの
 - ② 駅構内であることから、駅利用者の通行を最優先し、支障がないように注意してください。交通局が支障があると判断した場合、パフォーマンスを中止又は休止することがあります。
 - ③ 駅係員が演奏中止を求めた場合、ただちに演奏を中止し、駅係員の指示に従ってください。
- (12) 光熱費及び道路占用料については、交通局の負担とします。
- (13) 演奏者のチップ収受については交通局は関与しません。
- (14) 無断で他人の曲を使用し金銭を収受することは著作権法違反となります。活動に係る著作権等に関する責任は交通局では一切負いません。活動者自身の責任で、あらかじめ必要な手続きを行ってください。
- (15) ゴミは駅で処理をすることができないため、活動者が責任をもって持ち帰ってください。
- (16) 交通局で企画、実施するイベントへの出演をお願いすることがあります。

7 応募書類の提出

- (1) 募集・受付期間 令和7年5月30日（金）から令和7年6月12日（木）まで（必着）
午前9時～正午、午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
※ 郵送による提出は令和7年6月12日（木）必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送
※ 郵送の場合、書留、レターパック等の追跡が可能な記録が残る方法に限ります。
※ 持参の場合、事前に御連絡のうえお越しくください。（代理の方による提出でも構いません）

(3) 受付場所 京都市交通局 企画総務部営業推進課 担当：金子、池澤
(〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階)
電話：075-863-5068

- (4) 提出書類
- ・申請書（顔写真を貼付したもの）
 - ・これまでの活動内容や力量をアピールする資料、審査の参考になる資料（コンサートパンフレット・チラシ、新聞記事等）
※ 資料がない場合は提出不要
 - ・返信用封筒 2枚（長形3号、角型2号を各1枚ずつ）
※ 返信先を明記のうえ、所定の料金の切手を貼付

申請書様式は、交通局のホームページからでもダウンロードできます。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000341200.html>

- (5) 留意事項
- ・応募書類について記載不備や虚偽があった場合は失格とします。
 - ・提出いただいた書類については返却しません。
 - ・本募集に関して応募者が要した一切の費用は応募者の負担とします。
 - ・電話や電子メールで連絡する場合がありますので、申込書には連絡がつく連絡先と電子メールのアドレスを必ず記載してください。当局からの電子メールは「ekinaka@city.kyoto.lg.jp」で送信します。迷惑メール対策等を設定されている場合は、「ekinaka@city.kyoto.lg.jp」の電子メールが受信できるよう設定をお願いします。

8 活動者の決定

審査委員会において審査（実技及び書類審査）を行ったうえで、合格者を決定します。

- ・実技審査日 令和7年6月26日（木）
※ 実技審査の時間は、応募者全員に郵送でお知らせします。
- ・場 所 京都市交通局 3階大会議室
- ・合 否 結 果 7月上旬に合格者を決定し、合否結果を応募者全員に郵送で通知します。

9 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、活動許可を取り消すことがあります。
- ・申請内容に虚偽があったとき
 - ・パフォーマンスについて、法令に違反し、又は公序良俗に反して社会的非難を受ける行為があると認められるとき
 - ・公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
 - ・駅構内又は付属物を破損するおそれがあると認めるとき
 - ・活動スケジュールの内容を実施する見込みがないと認められるとき
 - ・鉄道営業に支障をきたすと認められるとき
 - ・その他、交通局が活動許可の取消しが必要と認めるとき
- (2) 鉄道営業への支障をきたしたり、駅構内への入場に関すること及び利用条件に違反するなど、当方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償していただきます。